

電波利用環境保護周知啓発強化期間の取組内容

1 電波利用環境保護周知啓発強化期間

(1) 強化期間

令和8年6月1日（月曜日）から同月10日（水曜日）

(2) 主な周知・啓発活動

ア 自治体広報誌等による広報

管内の地方自治体が発行している広報誌及びホームページに、本強化期間の取組及び電波に関する問い合わせ窓口を掲載依頼し、地域住民の方々へ周知・啓発を図ります。

イ ポスター及びリーフレットによる広報

- ① 管内の自治体及び各種団体等へポスターの掲示及びリーフレットの設置を依頼します。
- ② 管内の警察署へポスターの掲示等を依頼します。
- ③ 管内の「道の駅」、首都高速道路及び「海ほたる（東京湾アクアライン）」にポスターの掲示及びリーフレットの設置を依頼します。

2 不法及び違法無線局対策の強化

(1) 強化期間

令和8年6月1日（月曜日）から同月30日（火曜日）

(2) 強化活動

ア 関係機関と連携して不法及び違法無線局に対する指導等を強化します。

イ 公共工事現場や大規模工事現場における不法及び違法無線局対策として、建設工事関連の業界団体等に対し、電波法令遵守の周知を図り、不法及び違法無線局の排除や未然防止について協力を要請します。

3 協力依頼省庁及び団体（順不同）

各都県警察本部

国土交通省関東地方整備局

海上保安庁第三管区海上保安本部

管内各自治体

首都高速道路株式会社、東京湾横断道路株式会社 等